（変更の届出）

第十二条　第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　氏名、商号又は名称を変更した場合　法人にあっては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　［略］

三　営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合　法人にあっては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

［四～八　略］

２　［略］

（登録の拒否）

第十九条　令第五条第一項第二号ニに規定する未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一　イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ　［略］

ロ　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段にあっては発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品等又は役務の数量を含む。）を金銭に換算した額

二　イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ　［略］

ロ　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を金銭に換算した額

［２・３　略］

（変更の届出）

第二十条　第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第七号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

［四～九　略］

［２・３　略］

（業務実施計画の届出）

第二十条の二　前払式支払手段発行者は、法第十一条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号の二により作成した届出書に、別紙様式第十一号の三により作成した業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十二条　［同上］

一　氏名、商号又は名称を変更した場合　法人にあっては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

二　［同上］

三　営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合　法人にあっては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

［四～八　同上］

２　［同上］

（登録の拒否）

第十九条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段にあっては発行時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品又は役務の数量を含む。）を金銭に換算した額

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量を金銭に換算した額

［２・３　同上］

（変更の届出）

第二十条　［同上］

［一・二　同上］

三　営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第七号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

［四～九　同上］

［２・３　同上］

［条を加える。］